

令和6年3月8日版

千葉市価格高騰重点支援給付金

(7万円の追加給付、均等割のみ課税給付、こども加算) Q&A

このQ&Aは、千葉市価格高騰重点支援給付金(7万円の追加給付、均等割のみ課税給付、こども加算)について、質疑応答形式で説明するものです。

目次

1 総論	6
問 1-1 給付金の種類がたくさんあってよくわかりません。「千葉市価格高騰重点支援給付金」の全体像を教えてください。	6
問 1-2 「令和5年度住民税は課税だったが令和6年度から非課税になった世帯」や、「令和6年度も引続き課税だが減税措置の恩恵を十分に受けられない世帯」に対しても給付が行われると聞きました。そちらについても教えてください。	8
問 1-3 問 1-1、問 1-2 で言及されている給付金は重ねて、あるいは複数回受給できますか。	8
問 1-4 千葉市以外の市町村で、同趣旨の低所得者向けの7万円の給付や、10万円の給付、子育て世帯向けの5万円の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。	8
問 1-5 非課税ないし均等割のみ課税となる収入の目安を教えてください。	8
問 1-6 どの市町村(特別区を含む。以下同じ。)においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。	9
問 1-7 各給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。	9
問 1-8 各給付金の法的性格は何ですか。	9
問 1-9 各給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。	9
問 1-10 各給付金は、課税の対象となりますか。	9
問 1-11 各給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。	10
2 非課税給付(7万円の追加給付)について	11
問 2-1 非課税給付は、前回、同じ「千葉市価格高騰重点支援給付金」の名称で行っていた1世帯あたり3万円の給付金と、全く同じ世帯に対して給付されるものなのですか。	11
問 2-2 非課税給付では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。	11
問 2-3 非課税給付金で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょう	

か。	12
問 2-4 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日（異動日）の意味ですか、それとも届出日の意味ですか。	12
問 2-5 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。	12
問 2-6 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。	13
問 2-7 前回の 3 万円給付を DV 等避難者や措置入所者として受給した世帯についても、支給案内のハガキが送付されますか。	13
問 2-8 前回の 3 万円受給後、千葉市外にいた家族が転居してきたので、支給案内のハガキや、確認書の送付対象にはなりません。ただ、転居してきた家族も非課税のため、7 万円の給付対象ではあると思います。申請するにあたり、前回添付した書類をもう一度すべて提出する必要がありますか。	13
問 2-9 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。	13
問 2-10 千葉市以外の市町村で、同趣旨の低所得者向けの 7 万円の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。	14
問 2-11 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。	14
問 2-12 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。	14
問 2-13 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。	15
問 2-14 成人年齢が引き下げられましたが、本給付金にも影響がありますか。	15
問 2-15 令和 5 年度住民税均等割が非課税かどうかはどのように決まるのですか。	15
問 2-16 均等割でない住民税があるのですか。また、それは本給付金にどのような関係がありますか。	15
問 2-17 令和 5 年 1 月 2 日から基準日までの転入者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。	15
問 2-19 非課税給付の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。	16
問 2-20 住民税非課税世帯として受給した後、修正申告等により、市町村民税が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。	16
問 2-21 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。	17
問 2-22 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。	17
問 2-23 所得税の課税対象となる給付金（雇用調整助成金など）や一時的な所得増（土地譲渡所得など）により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付	

対象にならないのですか。	17
問 2-24 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。	17
問 2-25 令和5年12月1日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和5年度の住民税非課税だった場合、非課税給付の対象となりますか。	17
問 2-26 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度分の住民税が課税されていない者は支給対象者になりますか。	18
問 2-27 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、非課税給付の支給対象になりますか。	18
問 2-28 DV等避難者自身が住民税課税の場合、支給対象となりますか。	18
問 2-29 DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。	18
問 2-30 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象となりますか。	19
問 2-31 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が住民税非課税世帯に対する給付を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できますか。	19
問 2-32 住民税非課税世帯に対する給付において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市であれば、千葉市での支給対象となりますか。	19
問 2-33 里親に委託された児童は支給対象となりますか。	19
問 2-34 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。	19
問 2-35 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。	19
問 2-36 18歳以上の婦人保護施設の入所者の取り扱いはどのようになりますか。	20
3 均等割のみ課税給付について	21
問 3-1 均等割のみ課税給付の支給方法を教えてください。対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。	21
問 3-2 均等割のみ課税給付において、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。	21
問 3-3 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。	21
問 3-4 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。	22
問 3-5 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。	22

問 3-6 条例減免により、所得割のみ免除になった者について、本給付金の支給対象となりますか。	22
問 3-7 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。	23
問 3-8 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。	23
問 3-9 均等割のみ課税給付の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。	23
問 3-10 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。	24
4 こども加算について	25
問 4-1 こども加算の支給要件について教えてください。	25
問 4-2 ここでいう扶養とは何ですか。	25
問 4-3 支給要件に合致していれば、非課税給付や均等割のみ課税給付を受給していても、こども加算だけを受給することができるのでしょうか。また、先にこども加算を受給し、あとから非課税給付や均等割のみ課税給付の対象となることがあるのでしょうか。	25
問 4-4 こどもと世帯が別の場合は支給されないのでしょうか。	25
問 4-5 こどもと世帯が別で、申請が却下されるのはどのような場合が想定されますか。	26
問 4-6 基準日後にこどもが生まれました。こども加算の対象になりますか。	26
問 4-7 非課税給付を受給した後、令和 6 年 5 月 31 日にこどもが生まれました。こども加算の申請は間に合いますか。	26
問 4-8 こどもが海外に留学しています。こども加算を受けられますか。	26
問 4-9 外国人です。千葉市に住民登録をして働いています。均等割のみ課税給付を受給したのですが、母国にいるこどもについても加算給付が受けられるのでしょうか。会社には親族関係書類や送金関係書類を提出しており、税金上の扶養控除は受けています。	26
問 4-10 外国人です。千葉市に住民登録をして働いています。均等割のみ課税給付を受給したのですが、基準日後に母国で生まれたこどもが、申請期限内に来日し、住民登録をしました。こども加算の対象となりますか。	27
問 4-11 非課税給付では、振込後に「支給完了通知」というものが送られてきましたが、こども加算の場合も送られてきますか。	27
問 4-12 単身で千葉市に住民登録をし、寮生活をしている学生です。私自身が 18 歳以下の場合、私に加算を受けられるのでしょうか。	27
問 4-13 夫婦のふたり世帯です。世帯主である私は 20 代、妻が年齢的には平成 17 年 4 月 2 日以降の生まれなのですが、こども加算を受けられるのでしょうか。	27
問 4-14 18 歳で結婚した夫婦です。年齢的には夫婦とも平成 17 年 4 月 2 日以降の生	

まれです。今は夫の両親と同一世帯で、私たち夫婦にも子どもがいます。世帯主である夫の父は、子ども加算をいくら受けられるのでしょうか。	27
問 4-15 ベースとなる給付を、世帯主である私ではなく、世帯員の夫が代理受給したのですが、子ども加算はどちらの口座に振込まれるのでしょうか。	28
問 4-16 実の子が児童養護施設等に措置入所している場合も、住民票上同一であれば子ども加算を受給してよいのでしょうか。	28
5 その他.....	29
問 5-1 基準日の令和5年12月1日時点では、世帯主である夫、妻である私、子の3人世帯でしたが、その後離婚しました。子どもは元妻にあたる私が引きとって扶養しているのですが、この場合も子ども加算は元夫に支給されるのでしょうか。	29
問 5-2 基準日の令和5年12月1日時点で、世帯主である夫、妻である私、子の3人世帯ですが、離婚協議中で、今後は妻である私が子どもを引き取り、別居する予定です。この場合も子ども加算は夫に支給されるのでしょうか。	29

1 総論

問 1-1 給付金の種類がたくさんあってよくわかりません。「千葉市価格高騰重点支援給付金」の全体像を教えてください。

(答)

○次頁のイメージ図をご覧ください。

○まず、①住民税均等割非課税世帯を対象とする1世帯あたり7万円の給付金と、②住民税均等割のみ課税世帯を対象とする1世帯あたり10万円の給付金とがベースとしてあります。次に、ベースの給付金を受給された世帯の中に、18歳以下の児童が含まれる場合、③児童ひとりあたり5万円の加算が給付されます。

○いつ時点の世帯単位とするのかを定める「基準日」は、①～③のいずれも令和5年12月1日とします。また、各給付金における「世帯」は住民票上の世帯を指します。

○なお、①～③の給付金について、本Q&Aではそれぞれ以下のとおり称することとし、繰り返しを避ける場合等には「本給付(金)」とします。また、総称する場合には「各給付(金)」と称することとします。

①「非課税給付(金)」もしくは「7万円の追加給付(金)」

②「均等割のみ課税給付(金)」

③「こども加算」

	①非課税給付	②均等割のみ課税給付
基準日	令和5年12月1日時点で千葉市に住民登録のある	
対象	世帯の全員が 令和5年度住民税均等割非課税の世帯	1 世帯の全員が ・令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 2 世帯の全員が ・令和5年度住民税均等割のみ課税の方と ・令和5年度住民税非課税の方の世帯
支給額	1世帯あたり7万円	1世帯あたり10万円
支給時期	申請から概ね1か月程度	
申請期限	令和6年4月30日（火）消印有効	令和6年5月31日（金）消印有効
③こども加算		
対象	①②いずれかの給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯	
支給額	18歳以下の児童1人あたり5万円	
支給時期	①②いずれかの給付金の振込み後、概ね2週間で同じ口座へ振込み	
申請期限	令和6年7月31日（水）消印有効	

（例：非課税給付の対象世帯）

・世帯主A：非課税	1世帯あたり7万円
・世帯員B：非課税	+こども加算5万円×2人
・世帯員C：非課税、18歳以下の児童	=17万円
・世帯員D：未申告、18歳以下の児童	

（例：均等割のみ課税給付の対象世帯）

・世帯主E：均等割のみ課税	1世帯あたり10万円
・世帯員F：非課税	+こども加算5万円×1人
・世帯員G：未申告、18歳以下の児童	=15万円

（例：対象外の世帯）

・世帯主H： <u>所得割課税</u>	①②③いずれも対象外
・世帯員I：非課税	
・世帯員J：未申告、18歳以下の児童	

問 1-2 「令和 5 年度住民税は課税だったが令和 6 年度から非課税になった世帯」や、「令和 6 年度も引続き課税だが減税措置の恩恵を十分に受けられない世帯」に対しても給付が行われると聞きました。そちらについても教えてください。

(答)

- 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯、令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯、それらに対応することも加算、そして課税者の方に対する減税措置との調整給付を予定しておりますが、現在のところ詳細は未定です。
- なお、住民税が確定するのは例年 6 月頃ですので、これらの給付金につきましても実施は令和 6 年 7 月～8 月以降になると見込んでおります。

問 1-3 問 1-1、問 1-2 で言及されている給付金は重ねて、あるいは複数回受給できますか。

(答)

- できません。いずれかの給付要件に合致する世帯は、他の要件に合致しないこととなります。重複して受給された場合は返還していただく必要がございます。
- ただし、減税・調整給付とそれ以外の給付金間とで、それぞれの要件に合致する方については併給となる場合があります。この場合は返還の必要はございません。

問 1-4 千葉県以外の市町村で、同趣旨の低所得者向けの 7 万円の給付や、10 万円の給付、子育て世帯向けの 5 万円の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。

(答)

- 対象とはなりません。
- 対象外の方が受給した場合は、給付金をご返還いただく必要がございます。

問 1-5 非課税ないし均等割のみ課税となる収入の目安を教えてください。

(答)

- 次の表をご覧ください。なお、本表は千葉県における令和 5 年度住民税を想定した目安です。千葉県以外で課税されている方は金額が異なる場合があります。
- またなお、ここでいう収入は、いわゆる総収入に近い金額です。手取りとは異なりますのでご注意ください。

収入種別	世帯構成（例）	均等割非課税	所得割非課税
給与収入	扶養人数 3 人の場合 （夫婦と小学生の子 2 人）	255 万 9,999 円以下	271 万 5,999 円以下
年金収入 （65 歳以上）	扶養人数 1 人の場合 （夫婦 2 人）	211 万円以下	222 万円以下
	高齢単身	155 万円以下	

問 1-6 どの市町村（特別区を含む。以下同じ。）においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。

（答）

○市町村ごとに異なる基準で支給されます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による本件給付は、国によって「各地方公共団体が地域の実情に応じて計画・実施する」と位置づけられており、各給付における給付金額や基準日の目安は示されているものの、詳細は各市町村で決定し支給します。

問 1-7 各給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。

（答）

○内閣府地方創生推進事務局のホームページで公開されています（「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」で検索するか、以下の URL にアクセスしてください。）。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>

問 1-8 各給付金の法的性格は何ですか。

（答）

○いずれも法的性格は、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の贈与契約（民法第 549 条）となります。

問 1-9 各給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

○いずれの給付金についても法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

問 1-10 各給付金は、課税の対象となりますか。

（答）

- 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）により、いずれの給付金も所得税等は課されないこととされました。

問 1-11 各給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。

（答）

- 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）により、いずれの給付金も差し押さえることはできません。

2 非課税給付（7万円の追加給付）について

問 2-1 非課税給付は、前回、同じ「千葉市価格高騰重点支援給付金」の名称で行っていた1世帯あたり3万円の給付金と、全く同じ世帯に対して給付されるものなのですか。

(答)

○違います。7万円の給付にあたっては、3万円給付後の世帯構成等の変動を踏まえ、基準日である令和5年12月1日における対象世帯を、あらためて抽出・審査いたします。

○従って、3万円を受給された方が必ず7万円を受給できるわけではありません。また、期限切れ等の理由で3万円の給付が受けられなかった方に対し、まとめて10万円を支給するといったこともいたしません。問 1-1 にある「7万円の追加」や「合計10万円」といった文言は、国や市役所における政策上、あるいは経理上の整理を示すもののご理解いただければと思います。

問 2-2 非課税給付では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。

(答)

○届きません。すべての世帯にご案内等をお送りするのではなく、支給要件を満たす可能性が特に高い世帯に対してのみ、支給のご案内もしくは確認書をお送りします。

	市からの送付物	送付時期	返送	送付対象
支給案内	あり（ハガキ）	1月23日以降順次	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員が令和5年度住民税非課税（未申告の方を含む）である世帯 ・千葉市価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円の給付金）を口座振込で受給しており、その口座名義人が、令和5年12月1日時点の世帯主のお名前と一致する世帯
確認書	あり（封書）	2月1日以降順次	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・支給案内の対象ではないが、世帯の全員が令和5年度住民税非課税（未申告の方を含む）である世帯 ・令和5年12月1日時点の世帯全員について、令和5年1月2日以降の転入者がいない世帯

○これらが届かない場合は、対象であっても自ら申請していただく必要がある世帯か、もしくは対象外の世帯となります。

問 2-3 非課税給付金で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。

(答)

- 令和 5 年 1 月 2 日以降に千葉市に転入された方を含む世帯等は、千葉市で令和 5 年度住民税の課税状況を把握していないため、申請書をコールセンターから取寄せるか、ホームページからダウンロードしていただき、非課税証明書等を添付の上、申請していただく必要があります。
- また、千葉市で支給案内や確認書を作成した後で、修正申告によって課税から非課税になった方の情報等も網羅的に把握することは困難ですので、申請していただく必要があります。
- ただし、転入された方を含む世帯等であっても、3 万円の給付金を受給しており、その後の世帯構成に変動がない世帯については、支給案内の送付対象としています。その場合、ご申請は不要です。

問 2-4 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日（異動日）の意味ですか、それとも届出日の意味ですか。

(答)

- 住所を定めた日（異動日）とします。
- なお、転出予定日が基準日以前であり、転入届が基準日後である等により、基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者は、基準日の翌日以降、初めて住民基本台帳に記録された市町村が千葉市である場合、給付対象者となります。

問 2-5 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

- 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、原則として以下の取扱いとなります。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

(1) 確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

なお、支給案内の送付対象世帯の場合、以下の取扱いとなります。

(1) 支給案内発送よりも前に亡くなっている場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 支給案内発送以後に亡くなっている場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

問 2-6 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。

(答)

○非課税給付については、いずれも令和6年4月30日（消印有効）です。

問 2-7 前回の3万円給付をDV等避難者や措置入所者として受給した世帯についても、支給案内のハガキが送付されますか。

(答)

○避難や措置の状況が変化している可能性があるため、支給案内の対象とはいたしません。

問 2-8 前回の3万円受給後、千葉市外にいた家族が転居してきたので、支給案内のハガキや、確認書の送付対象にはなりませんでしたが、ただ、転居してきた家族も非課税のため、7万円の給付対象ではあると思います。申請するにあたり、前回添付した書類をもう一度すべて提出する必要がありますか。

(答)

○世帯主の本人確認書類、口座確認書類はご提出いただくこととなります。

○また、転入された方の非課税証明書もご提出いただくこととなります。

○3万円給付時に非課税証明書を千葉市にご提出いただいている方については、添付を省略していただいても構いません。「3万円受給時に、世帯主○
○と世帯員××については、令和5年度非課税証明書を千葉市に提出したので添付を省略する。」といったメモを、非課税証明書に代えて別紙でご添付ください。ただし、その場合は通常より審査に時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

○なお、「非課税証明書を前回提出したかどうか」については、調査に時間がかかるため、お問い合わせいただいても原則として回答できません。不明の場合は、お手数ですがご提出いただくようお願いいたします。

問 2-9 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。

(答)

- 対象となりません。
- 例えば、「単身で千葉市に下宿している学生で、課税者である地元のご父兄の扶養に入っている方」や、「高齢のご夫婦で、課税者であるご子息の扶養にお二人とも入っている世帯」は対象外となります。
- 扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

問 2-10 千葉市以外の市町村で、同趣旨の低所得者向けの7万円の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。

(答)

- 対象とはなりません。
- 対象外の方が受給した場合は、給付金をご返還いただく必要がございます。

問 2-11 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。

(答)

- 住民税減免申請により、令和5年度当初から住民税均等割が全額免除となっている方については支給対象となります。
- 反対に、令和5年度住民税課税であった方が、年度の途中で令和5年度住民税を免除された場合は、支給対象とはなりません。
- なお、所得割のみが免除となった場合も対象とはなりません。

問 2-12 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。

(答)

- 本給付金では、令和5年度住民税均等割が課税であるか、非課税であるかの区別のみによって対象かどうかを判定することとし、基準日時点における生活保護の受給状況は審査に用いないものとします。そのため、生活保護受給中であっても、支給対象とならない場合があります。
- また、従来の給付金では生活保護受給者証を、基準日時点で生活保護を受給していることを証明するものとして、非課税証明書の代わりに添付可能としておりましたが、上述の変更に伴ってこの取扱いも取りやめといたします。ただし、本人確認書類としては、引続き生活保護受給者証をご添付いただいで構いません。
- なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとなります。

問 2-13 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。

(答)

○基準日の翌日以降、本市の申請期限（令和6年4月30日）までに本市において住民基本台帳に記録された場合は対象となります。

問 2-14 成人年齢が引き下げられましたが、本給付金にも影響がありますか。

(答)

○影響があります。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、平成17年1月2日までに生まれた方は成人として課税されることとなっており、本給付金においてもこの変更に応じた審査を行います。

○例えば、これまで19歳の単身者は合計所得金額が135万円以下であれば非課税でしたが、令和5年度からは、前年中の合計所得金額が45万円を超えると課税となります。

問 2-15 令和5年度住民税均等割が非課税かどうかはどのように決まるのですか。

(答)

○令和4年1月から12月の収入を元に、原則令和5年1月1日時点で住民登録のある市町村にて賦課決定されます。

問 2-16 均等割でない住民税があるのですか。また、それは本給付金にどのような関係がありますか。

(答)

○住民税は、一定額をご負担いただく均等割と、所得に応じて負担する額が変わる所得割との2つの部分で構成されています。

○住民税均等割のみ課税（所得割のみ非課税）の方がいらっしゃる世帯は、非課税給付では対象外となりますが、均等割のみ課税給付の対象となる可能性があります。均等割のみ課税給付については本Q&Aの関係項目をご覧ください。

問 2-17 令和5年1月2日から基準日までの転入者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。

(答)

○令和5年1月1日時点の課税情報を有する市町村にて非課税証明書（所得証明書）を取得していただき、申請書に添付してご提出いただくこととなります。

問 2-19 非課税給付の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。

(答)

○本給付金は、令和5年12月1日における住民登録に基づき、同一の世帯に属する方全員が、令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く）が対象となります。

○住民税非課税世帯に対する給付は、具体的には、以下の①から③をすべて満たす世帯について、支給対象となります。

①令和5年12月1日に千葉市に住民登録がある世帯であること

②令和5年12月1日の住民登録上の世帯の全員が、令和5年度住民税均等割非課税であること

③住民税が課税されている者に扶養されている者等のみからなる世帯ではないこと

※③について、例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となる。

(例) Aとは住所地が異なる配偶者B（非課税）と子C（非課税）からなる世帯の場合

	Aとの扶養関係		
	BCともにAの扶養ではない	BのみAに扶養されている	BCともにAに扶養されている(注2)
Aが住民税課税	B支給対象	B支給対象	B支給対象外
Aが住民税非課税(注1)	B支給対象	B支給対象	B支給対象

(注1) B又はCを扶養することにより非課税となる場合を含む。

(注2) Aの住民税課税状況により異なる。

問 2-20 住民税非課税世帯として受給した後、修正申告等により、市町村民税が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

○修正申告や所得更正を行った結果、非課税から課税になった場合は、既に受給している場合は申告、返還していただく必要があります。

○一方、修正申告等により市町村民税が非課税となった場合は、申請期限までに世帯主ご本人から申請があった場合は、支給対象として取り扱うものとします。

問 2-21 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。

(答)

- 未申告者は、支給案内、確認書及び申請書上で「非課税である」旨をご確認、ご誓約いただいた上で、所得がないものとして取り扱い、後に申告や更正があったことで支給対象外となった場合はご申告いただき、給付金を返還していただくこととします。
- 世帯員の一部に未申告者がいる住民税非課税世帯である場合の取扱いも同様とします。
- ただし、令和5年1月2日以降に千葉市に転入された方については、非課税証明書を提出していただきます。

問 2-22 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。

(答)

- 令和5年12月1日以前に当該死亡や行方不明となった者による扶養にかかわらず、当該者を除いた令和5年12月1日時点の世帯の全員が令和5年度住民税非課税の場合は、令和5年度住民税非課税世帯に対する給付の対象になります。

問 2-23 所得税の課税対象となる給付金（雇用調整助成金など）や一時的な所得増（土地譲渡所得など）により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付対象にならないのですか。

(答)

- 給付対象にはなりません。通常の手続きと同様、住民税の課税状況に基づき判断することとなります。

問 2-24 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くがありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

(答)

- 世帯の中に「課税されている者の扶養親族ではない者」が1人でも含まれていれば、支給対象となります。
- 生活保護世帯についても同様です。

問 2-25 令和5年12月1日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は

令和5年度の住民税非課税だった場合、非課税給付の対象となりますか。

(答)

- 令和5年12月1日時点の世帯が令和5年度住民税非課税のため、給付金の対象になります。
- なお、令和5年1月1日から基準日までの離婚については、元配偶者による扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和5年度住民税非課税である場合には、給付金の対象となります。
- ただし、離婚の事実を市で一元的に確認することはできないため、該当の方には申請にあたってお申し出をいただく必要があります。
- また、1世帯あたり7万円の非課税給付を、この要件緩和によってご申請されるにあたっては、令和6年度非課税化給付（1世帯あたり10万円）と重複しての受給ができなくなる点にご留意ください。

問 2-26 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか。

(答)

- 住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和5年12月1日において千葉市に住民登録している者は支給対象となります。
- なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税の場合、支給対象となります。

問 2-27 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、非課税給付の支給対象になりますか。

(答)

- 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は非課税給付、均等割のみ課税給付、こども加算のいずれの対象にもなりません。

問 2-28 DV等避難者自身が住民税課税の場合、支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者（同伴者を含む。）自身が住民税課税の場合、対象とはなりません。

問 2-29 DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者については、独立した世帯とみなし、当該DV等避難者（同伴者を含む。）が非課税である場合には、支給対象となります。
- この場合、DV等避難者の住民票がある世帯（DV等加害者の世帯）につい

ては、当該世帯（DV等避難者を含めた住民票どおりの世帯）が非課税である場合には、DV等避難者とは別に、支給対象となります。

問 2-30 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象となりますか。

(答)

○給付の対象とはなりません。

問 2-31 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が住民税非課税世帯に対する給付を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できますか。

(答)

○措置入所等児童は、独立した生計を営むものとみなし、入所施設に住民票を移していない場合でも、非課税である児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できます。

○なお、措置入所等児童についても、児童本人が住民税課税である場合には支給対象となりません。

問 2-32 住民税非課税世帯に対する給付において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市であれば、千葉市での支給対象となりますか。

(答)

○千葉市での支給対象となります。

○ただし、例えば住民票所在地でも当該児童のみで住民登録しており、その市町村で給付を受けている場合には、対象外となります。

問 2-33 里親に委託された児童は支給対象となりますか。

(答)

○里親と児童（里子）が同居している場合、当該児童の所得が住民税非課税であれば、里親自身の世帯とは別に、給付の対象となります。

問 2-34 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。

(答)

○年齢要件はありません。

問 2-35 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ

受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。

(答)

- 同一の施設に兄弟姉妹、親子等で入所している場合は、本給付金の支給において同一世帯として取り扱い、原則として年長者を世帯主とします。
- ただし、同一の施設に入所している場合であっても、当該児童が入所施設に住民票を移している場合であって、兄弟姉妹、親子等が別世帯である場合は、一般的な取扱いと同様、別世帯として給付します。
- この取扱いは、同一の施設に親子、夫婦等で入所している、措置入所等障害者・高齢者についても同様です。

問 2-36 18 歳以上の婦人保護施設の入所者の取り扱いはどのようになりますか。

(答)

- 18 歳以上の婦人保護施設の入所者については、ご本人からDV等避難者であることの申出及び給付金の申請をしていただく必要があります。

3 均等割のみ課税給付について

問 3-1 均等割のみ課税給付の支給方法を教えてください。対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。

(答)

○届きません。すべての世帯にご案内等をお送りするのではなく、支給要件を満たす可能性が特に高い世帯に対してのみ、支給のご案内もしくは確認書をお送りします。

	市からの送付物	送付時期	返送	送付対象
支給案内	あり (封書)	2月19日 以降順次	不要	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に令和5年度住民税均等割のみ課税である方を含み、住民税所得割を課税されている方を含まない世帯 千葉市価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円の給付金)を口座振込で受給しており、その口座名義人が、令和5年12月1日時点の世帯主のお名前と一致する世帯
確認書	あり (封書)	2月26日 以降順次	必要	<ul style="list-style-type: none"> 支給案内の対象ではないが、世帯に令和5年度住民税均等割のみ課税である方を含み、住民税所得割を課税されている方を含まない世帯 令和5年12月1日時点の世帯全員について、令和5年1月2日以降の転入者がいない世帯

○これらが届かない場合は、対象であっても自ら申請していただく必要がある世帯か、もしくは対象外の世帯となります。

問 3-2 均等割のみ課税給付において、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。

(答)

○令和5年1月2日以降に千葉市に転入された方を含む世帯等は、千葉市で令和5年度住民税の課税状況を把握していないため、申請書をコールセンターから取寄せるか、ホームページからダウンロードしていただき、課税証明書(所得証明書)等を添付の上、申請していただく必要があります。

問 3-3 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

○基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、原則として以下の取扱いとなります。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

(1) 確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

なお、支給案内の送付対象世帯の場合、以下の取扱いとなります。

(1) 口座変更の届出後に亡くなった場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

(2) 口座変更や受給辞退の届出期間中に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(3) 口座変更や受給辞退の届出期間後に、届出を行うことなく亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

問 3-4 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。

(答)

○均等割のみ課税給付については、いずれも令和6年5月31日（消印有効）です。

問 3-5 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。

(答)

○非課税給付と同じく、対象となりません。

○例えば、「単身で千葉市に下宿している学生で、課税者である地元のご父兄の扶養に入っている方」や、「高齢のご夫婦で、課税者であるご子息の扶養にお二人とも入っている世帯」は対象外となります。

○扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

問 3-6 条例減免により、所得割のみ免除になった者について、本給付金の支

給対象となりますか。

(答)

○条例減免申請により、令和5年度当初から令和5年度住民税均等割のみ課税となっている方については、支給対象となります。

問 3-7 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。

(答)

○本給付金では、令和5年度住民税均等割のみ課税であるかのみによって対象かどうかを判定することとし、基準日時点における生活保護の受給状況は審査に用いないものとします。そのため、生活保護受給中であっても、支給対象とならない場合があります。

問 3-8 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。

(答)

○基準日の翌日以降、本市の申請期限（令和6年5月31日）までに本市において住民基本台帳に登録された場合は対象となります。

○ただし、非課税給付とは異なり、均等割のみ課税給付の対象となるということは、令和5年1月1日時点においては住民基本台帳に登録されており、令和5年度住民税均等割のみ課税となっている方でもある必要があります。

○これは極めて稀なケースと思われるので、基本的には非課税給付が受給できる期限（令和6年4月30日）までに住民基本台帳に登録していただくようご案内しております。

問 3-9 均等割のみ課税給付の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。

(答)

○本給付金は、令和5年12月1日における住民登録に基づき、

・「令和5年度分の住民税均等割のみ課税である方」のみで構成される世帯もしくは

・「令和5年度分の住民税均等割のみ課税である方」と「令和5年度分の住民税均等割非課税もしくは非課税相当の収入であるため未申告の方」のみで構成される世帯

が対象となります。

○ただし、住民税が課税されている方に扶養されている方等のみからなる世帯は対象外です。

問 3-10 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。

(答)

○令和5年12月1日以前に当該死亡や行方不明となった者による扶養にかかわらず、当該者を除いた令和5年12月1日時点の世帯が、均等割のみ課税給付についてのその他の支給要件に該当する場合は対象になります。

4 こども加算について

問 4-1 こども加算の支給要件について教えてください。

(答)

○千葉市における支給要件は以下のとおりです。

- ①非課税給付もしくは均等割のみ課税給付を受給している世帯の世帯主であること（それぞれの支給要件に合致しており、その支払いが完了していること）
- ②世帯主が 18 歳以下の児童（平成 17 年 4 月 2 日以降生まれの方）を扶養していること
- ③当該児童について、基準日（令和 5 年 12 月 1 日）時点で日本国内に住民登録があること。ただし、基準日後に出生した児童に限っては、申請時点で日本国内に住民登録があること

問 4-2 ここでいう扶養とは何ですか。

(答)

○世帯主と児童とが生計を同一にしていることを指すものとします。

○また原則として、加算の算定対象となる児童は、基準日（令和 5 年 12 月 1 日）時点の住民票上、同一世帯となっている世帯員に限り、別居されている場合は別途申請していただき、個別に審査するものとします。

問 4-3 支給要件に合致していれば、非課税給付や均等割のみ課税給付を受給していなくても、こども加算だけを受給することができるのでしょうか。また、先にこども加算を受給し、あとから非課税給付や均等割のみ課税給付の対象となることがあるのでしょうか。

(答)

○千葉市では、こども加算のみを支給することや、ベースとなる非課税給付や均等割のみ課税給付より先に、こども加算を支給することはいたしません。

問 4-4 こどもと世帯が別の場合は支給されないのでしょうか。

(答)

○お子様が寮生活をされている場合など、別世帯ではあるが生計を同一にしていると認められる場合には、給付対象となる可能性があります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

○なお、別居のお子様が課税である場合は加算の対象外となりますのでご注意ください。

- ・非課税給付の対象世帯：別居の児童が均等割課税である場合は対象外

- ・均等割のみ給付の対象世帯：別居の児童が所得割課税である場合は対象外（均等割のみ課税までの水準であれば対象）

問 4-5 こどもと世帯が別で、申請が却下されるのはどのような場合が想定されますか。

（答）

- 一例として、A（夫）、B（妻）、C（子）の3人家族で、Aのみ単身赴任しておられるような場合であって、A世帯、BC世帯ともベースとなる給付金を受給している場合が考えられます。このような場合は、原則として同一世帯の世帯主への給付が優先されますので、A様からの申請は却下となる可能性がございます。

問 4-6 基準日後にこどもが生まれました。こども加算の対象になりますか。

（答）

- 令和6年5月31日までに出生、住民登録された児童については給付の対象となります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

問 4-7 非課税給付を受給した後、令和6年5月31日にこどもが生まれました。こども加算の申請は間に合いますか。

（答）

- 間に合います。基準日後に新たに出生した児童がいる場合、及び基準日時点で別居している児童がいる場合の申請期限は、令和6年7月31日（消印有効）とします。

問 4-8 こどもが海外に留学しています。こども加算を受けられますか。

（答）

- 一時的に留学されている場合などで、お子様が基準日（令和5年12月1日）時点で国内に住民登録している場合は対象となります。国外転出されており、基準日時点で住民登録がない場合は対象外となります。

問 4-9 外国人です。千葉市に住民登録をして働いています。均等割のみ課税給付を受給したのですが、母国にいるこどもについても加算給付が受けられるのでしょうか。会社には親族関係書類や送金関係書類を提出しており、税金上の扶養控除は受けています。

（答）

- お子様が基準日（令和5年12月1日）時点で日本国内に住民登録していない場合は、加算の対象となりません。

問 4-10 外国人です。千葉市に住民登録をして働いています。均等割のみ課税給付を受給したのですが、基準日後に母国で生まれたこどもが、申請期限内に来日し、住民登録をしました。こども加算の対象となりますか。

(答)

○児童の生まれた日付が基準日後で、ベースとなる給付の申請期限内に住民登録している場合は対象となる可能性があります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

問 4-11 非課税給付では、振込後に「支給完了通知」というものが送られてきましたが、こども加算の場合も送られてきますか。

(答)

○原則として支給完了通知は送付しません。支給完了通知に代えて、事前に「支給決定通知」をお送りしております。

○申請によって受給された一部の方については、支給完了通知をお送りします。

問 4-12 単身で千葉市に住民登録をし、寮生活をしている学生です。私自身が18歳以下の場合は、私が加算を受けられるのでしょうか。

(答)

○世帯主ご自身が18歳以下の児童である場合、その世帯主はこども加算の算定対象とならず、対象外となります。

問 4-13 夫婦のふたり世帯です。世帯主である私は20代、妻が年齢的には平成17年4月2日以降の生まれなのですが、こども加算を受けられるのでしょうか。

(答)

○世帯員としての続柄に関わらず、平成17年4月2日以降の出生で、ベースとなる給付金を受給された世帯主と同一世帯の方は、原則としてこども加算の算定対象となります。

問 4-14 18歳で結婚した夫婦です。年齢的には夫婦とも平成17年4月2日以降の生まれです。今は夫の両親と同一世帯で、私たち夫婦にもこどもがいます。世帯主である夫の父は、こども加算をいくら受けられるのでしょうか。

(答)

○ご質問の内容ですと、(世帯主)、(妻)、(子)、(子の妻)、(子の子)という世帯構成であり、そのうち世帯員3人が18歳以下の児童にあたりますので、加算額は15万円となります。

問 4-15 ベースとなる給付を、世帯主である私ではなく、世帯員の夫が代理受給したのですが、こども加算はどちらの口座に振込まれるのでしょうか。

(答)

- ベースとなる給付を代理受給されている場合、こども加算の支給決定通知はお送りせず、世帯主ご本人様宛てに申請書をお送りしますので、ご申請ください。申請の際にあらためて支給を希望する口座をご指定いただくこととなります。
- こども加算についても代理受給を希望される場合は、大変お手数ですがあらためて委任状の記入、必要書類の添付をお願いします。これは非課税給付（もしくは均等割のみ課税給付）とこども加算とで、委任される権限の範囲が異なるためです。

問 4-16 実の子が児童養護施設等に措置入所している場合も、住民票上同一であればこども加算を受給してよいのでしょうか。

(答)

- お子様が基準日時点で措置入所されている場合は、原則として対象外となります。
- 対象外となる場合は、ご申告いただいた上で給付金を返還していただく必要があります。

5 その他

問 5-1 基準日の令和 5 年 12 月 1 日時点では、世帯主である夫、妻である私、子の 3 人世帯でしたが、その後離婚しました。こどもは元妻にあたる私が引きとって扶養しているのですが、この場合もこども加算は元夫に支給されるのでしょうか。

(答)

- 仰るとおりですが、元妻にあたるご質問者様も、給付対象となる可能性があります。
- こども加算は、住民票上の世帯主を受給対象とする R5 非課税給付、もしくは R5 均等割のみ課税給付に対する加算という位置付けのため、原則として各給付金共通の基準日である令和 5 年 12 月 1 日時点の世帯主の方のみに支給することとなります。
- ただし今回、ベースとなる給付とこども加算の支給時期がずれることから、ご質問のような状況にある世帯（基準日後に離婚したことで、18 歳以下の児童を扶養する世帯主が基準日時点とこども加算の支給時期とで異なることとなった世帯）に対しても、ベースとなる給付及びこども加算を給付して差し支えないとの見解が、内閣府により示されています。
- 千葉県においても、以下の期限内にご申請いただければ個別に審査いたします。
 - ・令和 5 年 12 月 1 日時点の世帯主を含まない世帯が非課税世帯：令和 6 年 4 月 30 日（消印有効）
 - ・令和 5 年 12 月 1 日時点の世帯主を含まない世帯が均等割のみ課税世帯：令和 6 年 5 月 31 日（消印有効）
- なお、1 世帯あたり 7 万円の非課税給付を、この要件緩和によってご申請されるにあたっては、令和 6 年度非課税化給付（1 世帯あたり 10 万円）と重複しての受給ができなくなる点にご留意ください。

問 5-2 基準日の令和 5 年 12 月 1 日時点で、世帯主である夫、妻である私、子の 3 人世帯ですが、離婚協議中で、今後は妻である私がこどもを引き取り、別居する予定です。この場合もこども加算は夫に支給されるのでしょうか。

(答)

- 仰るとおり、原則として支給対象は基準日時点の世帯主のみですが、世帯員（妻）にあたるご質問者様も、給付対象となる可能性があります。個別に審査いたしますのでコールセンターにご相談ください。なお、審査に時間がかかることが想定されますのであらかじめご了承ください。
- またなお、1 世帯あたり 7 万円の非課税給付を、この要件緩和によってご申請されるにあたっては、令和 6 年度非課税化給付（1 世帯あたり 10 万円）

と重複しての受給ができなくなる点にご留意ください。